出」と、同項第七号中「認定の申請」とあるのは「提出」と、「手続（次号イからホまでに掲げる許可等の処分に関する手続については、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に同号イからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合であって、当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合に限る。）」とあるのは「手続」と、同項第八号から第十号までの規定中「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「提出書」と、「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第四項中「認定」とあるのは「法第七条第一項の通知」と読み替えるものとする。

（認定手続）

第四条の二　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～六　［略］

七　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続（次号イからホまでに掲げる許可等の処分に関する手続については、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に同号イからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合であって、当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合に限る。）の実施状況を示す書類

七の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に次のイからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を受けていることを示す書類（当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合は、この限りでない。）

イ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の開発行為の許可

ロ　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項及び第三十条第一項の許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可

ハ　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条第一項（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分

ニ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項及び第四十二条第一項の許可

ホ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可

八　［略］

八の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット未満のものにあっては、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合をいう。以下同じ。）を営む者からの認定の申請である場合に限る。）であるときは、次に掲げる書類（当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋

（認定手続）

第四条の二　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～六　［略］

七　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続の実施状況を示す書類

［新設］

八　［略］

［新設］